

蓮田市の高齢者福祉サービス



蓮田市役所 長寿支援課 高齢福祉担当

☎ 768-3111 (内線136)

令和6年4月5日現在

1 緊急通報システム ※訪問調査必須

一人暮らしの高齢者等が自宅で急病などになった際、通報装置を操作（固定型：ボタンを押す／携帯型：ストラップを引く）すると受信センターに連絡がいき、専門のスタッフが状況に応じ消防本部に救急車の手配をしたり、緊急連絡先として登録された親族に連絡をします。また、健康や生活の相談に受信センターにいる専門のスタッフが対応します。

- 【対象者】
- 1 65歳以上の一人暮らしで、身体上の慢性的な疾患等により、日常生活において常時注意を要する方
 - 2 65歳以上の高齢者世帯で、当該世帯の世帯員がいずれも身体上の慢性的な疾患等により、日常生活において常時注意を要する方
 - 3 世帯員の就労等により長時間にわたり上記1・2と同様の状態にある方

※「常時注意を要する方」とは、慢性疾患等の発作時において、自ら119番通報を行うことが困難な方を言います。
(例：脳こうそく、肺気腫、がん など)

- 【費用】
- 1 通話料
 - 2 設置料

	固定型	携帯型 (固定型が設置できない場合のみ)
市民税課税世帯	5,500円	4,400円
市民税非課税世帯	2,750円	2,200円
生活保護世帯	無料	無料

※振替手数料等については利用者負担となります。

【注意事項】

- 1 固定電話がない場合や、ADSLなどのインターネット接続機器・IP電話等特定の回線を利用している場合には、携帯型を設置します。選択式ではありません。
- 2 設置前に、訪問による聞き取り調査及び間取りの調査があります。
- 3 設置にあたり、自己負担で別途工事をしていただく必要が生じる場合があります。
- 4 緊急通報装置は、対象者の方に貸与するものです。紛失等された場合には、実費相当分のご負担が発生します。

2 配食サービス ※訪問調査必須

食事づくりができない高齢者の方へ、月曜日～金曜日にお弁当（昼食）を手渡しにてお届けし、安否確認を行います。栄養バランスのよい高齢者向けのお弁当です。

- 【対象者】 65歳以上の一人暮らしの方又は65歳以上の方のみで構成する世帯の方などで、身体的又は精神的理由により調理ができない方
(対象外：経験不足を理由として調理ができない方)

- 【費用】 1食 400円（食券事前購入制）

3 日常生活用具の給付・貸与 ※訪問調査必須

介護保険で給付の対象になっていない次の日常生活用具を、必要に応じて給付又は貸与し、高齢者の生活の便宜を図ります。

区分	品目	対象者	数量	給付基準額 (消費税及び地方消費税を含む)
給付	火災警報器	65歳以上のひとり暮らしの方で、かつ、住民税非課税の方又は介護保険法の規定による要介護4若しくは要介護5の65歳以上の方で、かつ、世帯全員が住民税非課税の方	蓮田市火災予防条例第29条の3第1項に規定されている設置台数	1台当たり 6,000円 (取付費用は給付対象外)
	自動消火器	同上	1台	25,000円 (取付費用は給付対象外)
	電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らしの方で、かつ、住民税非課税の方	1台	10,000円
貸与	高齢者福祉電話	65歳以上のひとり暮らしで、かつ、住民税非課税の方	1台	

- 【費用】
- ・用具の給付に要する費用の額が給付基準額を超える場合は、超えた額は本人負担です。
 - ・高齢者福祉電話の設置費用並びに毎月の回線使用料及び通話料は本人負担です。

4 車椅子の貸し出し

車椅子が一時的に必要な方に、1ヶ月を限度に無料で貸し出します（延長不可）。申請の際は、ご住所を確認できるもの（免許証、保険証等）をお持ちください。

【対象者】 市内在住の方

【参考】 社会福祉協議会にも同様のサービスがあります（P7の「7」参照）。

5 移送サービス ※訪問調査必須

常時車椅子やねたきりの状態のため、一般の交通機関を利用することができない高齢者が安価に介護タクシーを利用できるよう、利用券を発行します。

ご利用可能な範囲はご自宅と、蓮田市内、さいたま市、上尾市、桶川市、久喜市、白岡市、春日部市及び伊奈町にある保健福祉施設及び病院との往復区間です。通院・入退院などの際にもご利用できます。

利用可能時間は午前8時から午後6時で、1か月あたり10回まで利用できます。

【対象者】 65歳以上で常時車椅子又はねたきりの状態にある方

【費用負担】

業 務 名	費 用
移送業務	1時間まで 600円 30分経過ごとに 250円加算
送迎先での介助及び待機	30分当たり 200円
ヘルパー同行	1時間まで 400円 30分経過ごとに 80円加算

※移送範囲は、上記区域間に限ります。

※蓮田市と契約している1事業者に限ります。

すべての事業者で使えるものではありません。

6 ねたきり老人等介護者手当 ※訪問調査必須

在宅のねたきり又は重度の認知症高齢者を介護している方に、月額6,000円の手当を支給します。

【対象者】 65歳以上で、傷病等により常時ねたきりの状態、又は重度の認知症状態にあって、その状態が6か月以上継続している方と同居し、6か月以上介護を継続している方（おおむね要介護4以上相当。別途要件あり）

7 救急医療情報キット

かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れるための筒状容器をお渡しします。救急隊がその情報を生かせるように容器を冷蔵庫に保管し、自宅で急に具合が悪くなったときなどの万が一に備えるためのものです。

【対象者】 65歳以上の一人暮らしの方又は65歳以上の方のみで構成する世帯の方。

【配布方法】 各地区の民生委員から、希望する方へお渡しいたします。

8 徘徊高齢者等家族支援事業 ※訪問調査必須

徘徊高齢者等の現在位置を探索するための端末機器及び付属品を家族等に貸し出すことにより、徘徊高齢者等の早期保護と、安全を確保します。また、徘徊高齢者等を在宅で介護している家族等の肉体的、精神的負担の軽減を図ります。

【対象者】 認知症等で要介護または要支援の認定を受けている方と同居し、在宅で介護している家族等。

【利用者負担額】

業 務 名	費 用（税込み）
利用料	1,320円/月
現場急行料	11,000円/1時間
位置情報提供料	電 話：220円/回 インターネット：無料

【市負担額】

業 務 名	費 用（税込み）
加入料金	4,950円
標準充電器代金	2,750円

9 敬老祝金

長寿を祝い、長年の労をねぎらうことを目的として、一定の年齢になった高齢者を対象に敬老祝金を贈呈します。対象者には、8月ごろにご案内の文書をお送りします。

【対象者】 毎年8月31日において、引き続き1年以上蓮田市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方で、次の表の年齢に達する方。

【金 額】

年 齢	金 額
77歳	5,000円
88歳	8,000円
90歳	10,000円
100歳	20,000円

10 敬老祝品

88歳以上の方に対し、ご長寿をお祝いするお品物を贈呈します。対象者には、9月以降に配布を行います。

※年度によって品物が変わります。

【対象者】 毎年4月1日において、蓮田市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている88歳以上の方。

【配布方法】 民生委員から配布を行います。民生委員が欠員の地区は市職員が配布を行います。

11 単位老人クラブ・老人クラブ連合会

老人クラブは、仲間とともに、地域の中で明るく生きがいをもって暮らしていく事を目的とする団体で、市内に約20クラブあります。高齢者の主体的な活動を通じて、健康で生きがいの持てる生活の実現を目指し、地域ごとに活動しています。また、老人クラブ連合会を組織し、各クラブが合同で事業を行っています。

【主な事業内容】 ●単位クラブ活動
社会奉仕活動、教養講座開催事業、スポーツ親交事業ほか
●連合会活動
グラウンドゴルフ大会、スポーツわなげ、寿大学、研修旅行、趣味の作品展ほか

12 老人福祉センター

高齢者の方々に健康の増進、教養の向上、おしゃべりやレクリエーションの場を提供していく施設です。相互利用圏域住民の方も施設の利用ができます。

【対象者】 市内及び相互利用圏域内に住む60歳以上の方または市内及び相互利用圏域内の老人クラブに所属する方。

【利用時間等】 ◆開館時間 午前9時30分～午後4時
◆休館日 日曜日及び祝祭日
年末年始（12月29日～1月3日）

【利用料】

	市内及び 相互利用圏域内	その他の地区
60歳以上または 老人クラブに所属	無料	300円
60歳未満	100円	300円

【送迎バス】 市内循環バスを運行していますのでご利用ください。

【施設】 ◆広間 本格的なステージを備えた広間では、カラオケや踊りなどのレクリエーションを楽しめます。
◆浴室 広いお風呂でのんびりとくつろげます。

【健康増進】 健康器具、電気マッサージ機や電気治療器具が利用できます。

【クラブ活動】 趣味を生かしてふれあいの輪が広がります。社交ダンス、俳句、民謡、着付け、書道、華道、水彩画、茶道、絵手紙などがあります。

【相互利用圏域】 久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町及び伊奈町

【所在地】 蓮田市蓮田4丁目236番地

【電話】 048-769-1455

各種サービスの申請書等の様式は、下記 URL・QR コードからダウンロード可能です。

<https://www.city.hasuda.saitama.jp/choju/kenko/koresha/fukushi/shinsei.html>



13 参考情報

高齢者を対象としたその他の事業をご案内します。

番号	主な事業内容	担当連絡先
1	介護保険の要介護（支援）認定 *介護サービス利用に必要な要介護認定の申請受付、審査、判定を行います。	蓮田市長寿支援課 介護保険担当 内線 145・146・148
2	介護保険料の賦課 *65 歳以上の介護保険料の決定を行います。	
3	介護保険の給付 *住宅改修、特定福祉用具、高額介護サービス費等の給付を行います。	
4	はすだ地域支えあいサービス事業 (社協会員世帯対象サービス) *日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いをします。	社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会 所在地：蓮田市関山 4-5-6 電話：048-769-7111 FAX：048-768-1815 HP アドレス https://www.hasudasisyakyou.or.jp
5	ふれあい・いきいきサロンの支援 *みんなでふれあい、いきいきと楽しむ集いの場です。	
6	紙おむつ支給事業（社協会員世帯対象サービス） *在宅の重度介護度の高齢者等に紙おむつを支給します。	
7	車いす短期貸出しサービス（社協会員世帯対象サービス） *車いすの短期（1 か月以内）貸出しをします。	
8	リフト付き自動車貸出し事業（社協会員世帯対象サービス） *福祉車両（スロープ付軽自動車等）の貸出しをします。	
9	日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと） *福祉サービスの利用援助や各種の手続き、お金の出し入れなどの援助を行います。	
10	ひとり暮らし高齢者等見守り事業（社協会員世帯対象サービス） *民生委員と見守り協力員が見守り訪問します。	
11	法人後見事業 *家庭裁判所の審判により、社会福祉協議会が法人として成年後見制度（法定後見）の後見人等となります。	
12	シルバー人材センター会員登録など *市内にお住いの 60 歳以上の方で、健康で働く意欲があればどなたでも登録できます。高齢者の働く意欲を応援します。	公益社団法人 蓮田市シルバー人材センター 所在地：蓮田市黒浜 2799-1 蓮田市役所 西棟 1 階 電話：048-768-3110 FAX：048-768-3284 HP アドレス https://webc.sjc.ne.jp/hasudasilver/
13	家事援助サービス *調理、洗濯、掃除等の家事サービスを提供します。見守り・話し相手もいたします。	

14	ふれあい収集 ＊ご高齢の方や、障がい等のある方で、本人または同居人がごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難であり、親族や近隣住民の協力を得ることができない方を対象として、ごみの戸別収集を行っています。 【対象者】 ・介護保険制度の要介護認定を受けている方 ・介護保険制度の要支援認定を受けている方 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	蓮田白岡衛生組合 （蓮田白岡環境センター） 所在地：白岡市篠津 1279-5 電話：048-766-3738 FAX：048-766-0659 HP アドレス http://www.hs-eiseikumiai.org 申請受付（市役所みどり環境課）	
15	在宅医療と介護の市民講座 ＊介護保険制度、介護予防、高齢者福祉サービス、療養生活のヒント、介護技術などを学ぶ教室です。	蓮田市在宅医療介護課 （医療介護連携担当） 内線 196	
16	在宅医療・介護出前講座 ＊市民の皆さん（10 人以上の団体）からの依頼を受けて在宅医療・介護、エンディングノートの活用についてお話しします。		
17	介護予防事業 ＊高齢者のかたを対象として、より元気に自立した生活を続けられるよう介護予防教室を開催します。	蓮田市在宅医療介護課 （医療介護連携担当） 内線 197	
18	認知症サポーター養成講座 ＊認知症の知識や関わり方をお話しします。市民の皆さん（10 人以上の団体）からの依頼を受けて出前講座も行います。	蓮田市在宅医療介護課 （地域包括支援センター） 内線 198・199	
19	認知症の人を介護する家族のつどい ＊日頃の介護の悩みや体験談を、介護する家族同士で気軽に語り合うつどいです。		
20	見守りシール等配布事業 ＊認知症状等により所在不明となる可能性のある方にアイロンシール、キーホルダーを配布します（登録番号から身元を確認できるようになります）。		
21	介護マーク貸出事業 ＊介護中であることをお知らせするマーク（ネックストラップ付）の貸出しをします。	各担当地区は下記のとおり	※1 黒浜地域包括支援センター （市役所在宅医療介護課内） 内線 198・199
22	高齢者の総合相談窓口 ＊高齢者に関する総合相談（生活、介護、認知症、消費者被害、成年後見制度、虐待等）の窓口です。		※2 蓮田地域包括支援センター （蓮田駅西口行政センター内） 所在地：本町 6-1 電話：048-764-5115 ※3 閏戸・平野地域包括支援センター （特別養護老人ホーム「吾亦紅」内） 所在地：蓮田市閏戸 1885 電話：048-766-0022

※1 黒浜地域包括支援センター 担当地区

《江ヶ崎、川島、黒浜、桜台、笹山、城、椿山、西新宿、西城、藤ノ木、緑町、南新宿》

※2 蓮田地域包括支援センター 担当地区

《綾瀬、御前橋、上、末広、関山、蓮田、東、本町、馬込、見沼町、山ノ内》

※3 閏戸・平野地域包括支援センター 担当地区

《井沼、閏戸、貝塚、上平野、駒崎、高虫、根金》